

さくらねこ無料不妊手術事業利用について（行政枠）～よくある質問～

<目次>

1	手術前の確認事項について	(1) (2)
2	協力病院について	(3) (4) (5)
3	手術後の報告について	(6) (7)
4	利用、責任の所在について	(8) (9)

近隣住民への
配慮を忘れずにね！



(1) 不妊手術の対象のねこは

A：野良猫のみです。

申請者の飼い猫、飼う予定の猫及び誰かに譲り渡すためにさくらねこ無料不妊手術チケットを利用することは禁止されています。

手術後は必ず捕まえた場所に戻してください。

(2) さくらねこ無料不妊手術チケットを利用する前に行うことは

A：①手術させる野良猫が飼い猫でないかの確認をしてください。

誤って飼い猫を手術させてしまうと飼い主の方とトラブルの原因となります。トラブルを避けるためにも確認作業は必ず行ってください。

トラブルになっても市では仲裁いたしません。

②術後の猫の餌及び糞の処理

術後の猫の餌やりや糞の片づけは申請者の責任で行ってください。給餌は、決められた場所（近隣住民に迷惑にならない場所）と時間を厳守してください。また、給餌中は見守り、食べ残した餌は、必ず片づけることを徹底してください。

餌を片づけないと害獣（アライグマ等）が集まる原因となります。また、近隣住民とトラブルの原因となります。

③近隣住民に理解を求める。

近隣住民の中には、猫が苦手の方、猫への給餌を不快に思う（餌をあげることで猫が増える等）方もいます。そうした方の誤解を生まないように事前にさくらねこ無料不妊手術制度について説明を行ってください。

(3) 協力病院での費用について

A：手術については無料です。但し、ワクチン代及びノミ駆除代は費用が発生します。また、手術前の診断で猫が怪我や病気に罹っており別途治療が必要になると申請者の負担になります。術後に猫を宿泊させ、宿泊代を請求され

た事例もありました。詳しい費用に関しては、必ず動物病院へお問い合わせください。

市が費用に関して補助をすることはありません。

(4) さくらねこチケットが使える協力病院について

A：指定された動物病院でしか使えません。指定動物病院は、チケット表面の左上に記載されていますので、事前にご確認ください。

(5) 術後の猫の体調が優れない場合について

A：手術を受けた動物病院にお問い合わせください。

(6) 実績報告について

A：市で取りまとめて、どうぶつ基金へ報告します。申請月の翌月5日までにどうぶつ基金に報告しなければなりませんので、必ず申請月の翌月4日までに環境衛生課までご報告ください。

万一、報告が困難な状況が生じた際は、環境衛生課までお電話ください。

(048-578-7332)

(7) 実績報告書の添付写真について

A：①現場の写真②手術前の猫の顔写真③手術後の猫の顔写真（耳にV字のカットが入ったもの）の各1枚を提出ください。

(8) 利用に関して

A：申請したチケットを第三者に譲ってはいけません。また、代理してチケットを使うことも禁止されています。使用に関して物品や金銭を授受することも禁止されています。

(9) 責任の所在について

A：さくらねこ無料不妊手術事業で生じた責任（損害賠償請求等）は申請者の責任で対処してください。市は、仲裁等も含め一切責任を負いません。

※本紙はよく受ける質問をまとめたものです。詳しくはさくらねこ TNR チケットの裏面の承諾事項、利用規約及び使用上の注意をご覧ください。

